

## 岡山家庭裁判所委員会議事録概要

### 第1 日時

平成24年6月27日（水）午後3時

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，小川育央委員，吉良澄子委員，佐藤由美子委員，瀬戸啓子委員，濱本純子委員，広岡尚弥委員，藤田健三委員，松下浩明委員，水田美由紀委員，水野洋子委員，山下裕之委員，山本繁委員（全員出席）

#### 2 説明者

矢代龍雄次席家裁調査官

室城隆之主任家裁調査官

#### 3 オブザーバー

清水紀一朗裁判官

劔持誠事務局長

福田郁生首席家裁調査官

渡邊美恵子首席書記官

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 新任委員の紹介

#### 3 意見交換

「岡山家庭裁判所における少年の教育的措置」をテーマに意見交換を行った（発言要旨は別紙のとおり）。

#### 4 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

次回の開催日時は，平成24年11月1日（木）午後2時30分とする。

「岡山家庭裁判所における少年の教育的措置」のうち補導委託制度について意見交換を行った後、「親子をめぐる様々な問題」をテーマに意見交換を行う。

(別紙)

### 意見交換における発言要旨

(◎委員長, ○委員(委員長を除く。), △説明者)

- 教育的措置の対象となった少年の中に、発達障害であるとか、境界域の軽い知的障害の少年が含まれることはあるか。含まれる場合には、どのような配慮や工夫がされているのか。
- △ 発達障害とか知的障害の少年でも、ある程度理解力がある場合には、教育的措置に参加させることもあるが、そうでない場合には、個別的な対応をすることになる。
- 教育的措置というのは、1回きりのものなのか、継続して参加させるようなものなのか。
- △ 教育的措置については、同じものに何回も参加させることはあまり意味がなく、むしろ適切なタイミングでの調査を継続して行うといった形で、個別の働きかけ等を行うことになる。
- ①教育的措置はいつから行われているのか、②教育的措置は手続の中のどの段階で行われるのか、③集団型の教育的措置の中の、万引き被害を考える会や暴力について考える会は、感想文を書いて終わりということだが、子どものことなので、美辞、建前を書き連ねてそれで終わりというようなことになっていないのか、以上の3点を質問したい。
- △ ①家裁調査官がこれまで行ってきた面接などには教育的な側面があり、そういう意味で、教育的な措置はこれまでもずっと行ってきたとすることができる。その上で、昨今の岡山の実情等を踏まえた新たな取組としての、集団型の、万引き被害を考える会は平成17年から、暴力について考える会は平成22年から、それぞれ行ってきたところである。②教育的措置が行われる段階は、不処分とか審判不開始といった審判が行われる前である。別の言い方をすると、そうした内容(程度)の審判が見込まれる少年に行う措置であり、また、措置を実際に受けたことも斟酌されて、審判の内容(程度)が決められるということもできる。③感想文については、たしかにどこまで本心、本当の自分を表しているかという点が分からない面はあるものの、要は、こうした措置に参加させ、被害者や医師の話を直接聞かせることが重要であると考えており、また、多くの感想文からは、少なくとも、そこで見聞きしたことを自分なりにそしゃくして理解している、インプットできているということは分かる。
- 万引き被害を考える会や暴力について考える会に参加した少年の、その後の再犯率のよう

なデータを集計，分析していないのか。

△ 特に集計等はしていない。

○ 万引き被害を考える会や暴力について考える会に参加する少年は，当然，その前に，家裁調査官の調査が行われているのか。

△ 事前に，個別面接して調査を行っている。

○ 個別型の教育的措置の一つである医師による保健指導というのは，どのようなものか。

△ 例えば，喫煙や飲酒，夜遊びや不純異性交遊が身体にどのような影響を与えるのかといったことを医師から話していただく教育的措置である。その詳細は現在検討中である。

○ 少年友の会とはどのようなものか。

○ 調停委員やそのOB，弁護士など約200人の会員からなる，裁判所とはまったく別のボランティア団体であり，少年への様々なサポートを行っている。先程来話の出ている万引き被害を考える会にも関わっているほか，履歴書の書き方とか髪型の指導といった就労支援等も行っている。岡山では平成18年に設立された。

○ 付添人活動を行っているのか。

○ 保護者，親が，例えば病気であったり無関心で，審判に来ることができない，あるいは，来ないような場合に，お願いしている。

○ 弁護士の付添人とともに活動していただいているケースもある。少年のために，という思い，方向性を共有されながら，充実した活動をしていただいた。

○ 家庭裁判所で扱われる少年事件の少年というのが基本的に14歳から，ということは分かっているが，その14歳になるまでの間に，子どもたちは，いろいろなことを起こしたり，逆に，いじめや虐待といった被害にさらされる。14歳になった時点で，既にいろいろなことが積み重ねられている。14歳になるまでの間に，家裁に来て措置を受ける前に，もっと早くに，社会が子ども達に何かできないか，関係する諸機関が連携しながら何かできないか，ということ，ここまでの話を聞いて痛切に感じた。この委員会の場でお話することではないのかもしれないが，そのように強く感じたので，一言申し上げた。

そして，そうした少年，子どものすべてとは言わないが，とにかく重要なのは「親」であ

る。家裁は家裁の立場で、離婚、親権者の指定や停止、面会交流といった「親」に関する様々なことの充実に、より一層尽力していただきたい。

- 冒頭話の出た発達障害に関連して、教育的措置の対象者の中に発達障害のある少年がいる場合に、小児精神科医による保健指導を行うこと、さらには、教育的措置に限らず、発達障害のある少年やその親と関わる場面などにおいて、ひろく小児精神科医の知見を活用することを検討していただければと思う。また、プライバシーの保護や少年法の理念を尊重しながら、家裁が有する、14歳になるまでの間の中にどういうことがあって、14歳以降にどういうことを起こしたかといった情報を、可能な範囲で公にして、社会に対して働きかけるといったことがあってもいいのではないかと考える。
- ◎ 小児精神科医の知見を家裁の事件処理に生かすことについては、例えば協議会等にお招きいただき、裁判所の方々に話を聞いていただくといったことであれば、不可能なことではない。

今日のいろいろなお話を、今後の家庭裁判所の運営の参考にしていただきたい。